

議案第 4 0 号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用することができる公
営施設の指定の取消しについて

公職選挙法第 1 6 1 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり個人演説会、政
党演説会又は政党等演説会に使用することができる公営施設の指定を取り消すこと
を決定する。

令和 7 年 1 0 月 2 日提出

清須市選挙管理委員会

委員長 増 田 温 美

施設の名称	施設の所在地	指定取消年月日
清須市西枇杷島会館	清須市西枇杷島町花咲 8 4 番地	令和 7 年 1 0 月 2 日

【提案理由】

この案を提出するのは、清須市西枇杷島会館が令和 7 年 1 0 月 1 日をもって廃止
されたことに伴い、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用することがで
きる公営施設の指定を取り消す必要があるからです。

指定公営施設一覧（令和 7 年 1 0 月 1 日現在）

施設の名称	施設の所在地	指定告示日
清須市清洲市民センター	清須市清洲弁天 9 6 番地 1	平成 1 7 年 8 月 1 9 日
清須市西枇杷島会館	清須市西枇杷島町花咲 8 4 番地	平成 1 7 年 8 月 1 9 日
清須市清洲勤労福祉会館（愛称 A R C O 清洲<アルコ清洲>）	清須市清洲 2 5 3 7 番地	平成 1 8 年 2 月 2 1 日
清須市新川地域文化広場（愛称 カルチバ新川）	清須市寺野美鈴 6 0 番地	平成 1 8 年 2 月 2 1 日